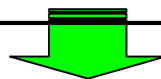


裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

問題の所在

- 無登録業者による未公開株の勧誘・販売やファンド販売業者による資金の流用等の詐欺的な事案について、通常の行政対応では対処が困難な場合があるところ。
- このような場合、現行法上、証券取引等監視委員会の申立て(注)により、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益・投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引法の違反行為を行う者に対して当該行為の禁止・停止命令(差止命令)を行うことが可能。
(注)金融庁からの申立ても可能。
- しかしながら、現行法上、裁判所の差止命令に違反した者に対しては罰則を科している一方、法人に対する罰則を科す規定(両罰規定)の適用がないため、法人が差止命令に反して営業を続けたとしても、差止命令違反について法人に罰則を科することができない。



対応

証券取引等監視委員会が申立てを行い、裁判所が差止命令を発出した場合に、当該差止命令の実効性を確保する観点から、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を科することが可能となるよう、規定を整備する。

(注) あわせて、証券取引等監視委員会の申立て及びその前提となる調査の権限について、財務局に委任することを可能とする。

金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

現状

- 現行法上、当局は、一部の金融商品取引業者(証券会社)について、破産手続開始の申立てが可能。
- 証券会社以外の金融商品取引業者(第二種金融商品取引業者や投資運用業者等)については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

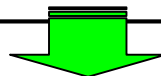
背景

○ファンドの販売業者(第二種金融商品取引業者)や運用業者(投資運用業者)において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生。

○当該業者に対し業務停止等の行政処分を行った場合も、ファンド財産が業者の管理下にあることから、

- ①更なる資金流出が起こるおそれ
- ②ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースも

⇒破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが有効であるが、現行制度上は、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲罰等の対応しかできない。



対応

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。